

富山高岡広域都市計画地区計画の決定について
(沖塚原地区 地区計画)

(射水市決定)

射水市都市計画課

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（射水市決定）

都市計画沖塚原地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	沖塚原地区 地区計画	
位 置	射水市沖塚原の一部	
面 積	約 11.6 ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、富山高岡広域都市計画区域の東西のほぼ中心に位置し、国際拠点港湾伏木富山港（新湊地区）と県内外をつなぐ広域連携東西軸である国道8号や北陸自動車道の小杉ICを結ぶ国道472号に近接する交通の利便性に優れた地区である。</p> <p>この地理的利便性を活かし、製造、物流を中心とした産業導入を行い、周辺環境と調和した企業団地の形成を目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区は、企業団地の形成を図ることを目指し、計画的な土地利用を誘導するため、建築物等の用途と規模等を制限するとともに、周辺環境との調和に配慮した土地利用を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>周辺環境との調和を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物等の壁面位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定めることで良好な企業団地の形成を図る。</p>

地区整備計画	建築物等に 関する 事項	地区の 区分	地区の 名称	沖塚原地区 地区計画
			地区の 面積	約 11.6 ha
		建築物等の用途 の制限	<p>以下に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <p>1 製造業（統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「標準産業分類」という。）に掲げる大分類の製造業に属するもの。ただし、建築基準法別表第2（ぬ）項に掲げるものを除く）の用に供する建築物</p> <p>2 運輸業、郵便業（標準産業分類に掲げる大分類の運輸業、郵便業に属するもの）の用に供する建築物</p> <p>3 卸売業（標準産業分類に掲げる大分類の卸売業、小売業のうち中分類が卸売業に属するもの）の用に供する建築物</p> <p>4 上記建築物に附属するもの</p>	
		建築物の容積率 の最高限度	20 / 10	
		建築物の建蔽率 の最高限度	6 / 10	
		建築物等の壁面 位置の制限	建築物の壁面又はこれに代わる柱等の面から道路境界線又は敷地境界線までの距離は、1.0 m以上とする。	
		建築物等の高さ の最高限度	30 m	
		建築物等の形態 又は色彩その他 の意匠の制限	建築物の屋根、外観等の色彩は、刺激的な原色を避け落ち着いたものとする。	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

地理的利便性を活かした企業団地の形成に向けて、計画的な土地利用を誘導するとともに、周辺環境との調和を図るため